

別紙 1

平戸市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 平戸市地方就職学生支援金に関する報告及び立入調査について、平戸市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、平戸市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に平戸市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に平戸市に住民票がある場合を除く。：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。：全額
 - (5) 平戸市へ住所を定めた日から3年未満で平戸市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 平戸市へ住所を定めた日から3年以上5年以内に平戸市以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2

平戸市地方就職学生支援金に係る個人情報の取扱い

長崎県及び平戸市は、平戸市地方就職学生支援金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び平戸市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。